介護老人福祉施設重要事項説明書

令和７年４月１日現在

１．　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話:0265－89－1222(午前9:00～午後6:00)
担当:生活相談員　　木下翔太　宮下喜美枝

＊ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２．　介護老人福祉施設越百園の概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談および、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理および、療養上のケアをおこなうことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) サービス提供施設

施設名称	特別養護老人ホーム　越百園
所在地	長野県上伊那郡飯島町七久保1338番地1
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設(長野県指定第 2072400233 号
老人福祉法	特別養護老人ホーム　　2072400233 号
その他	生活保護法適用施設

(3) 同施設の設備の概要

定員		91名
居室	個室	91室(1 室　　16 ㎡)
浴室		個人浴槽　2、チェアー浴槽、特殊(シャワー)浴槽
静養室		1室　2床
医務室		1室
食堂		5室
地域交流室		1室
理容室		1室

(4) 当施設の職員体制

職名	業務内容	常勤	非常勤	合計
施設長	施設全体の管理監督	1		1
副施設長兼看護師	施設全体の管理監督補助	1		1
医師	診察、健康管理		2	2
生活相談員	生活相談、連絡調整	2		2
介護支援専門員	施設サービス計画の作成など	2(介護職員兼務)		2(介護職員兼務)
介護職員	日常生活介護全般	34名の基準を超え施設に必要な人数		
看護職員	健康管理	4	1	5
機能訓練指導員	機能訓練、個別機能訓練計画の作成	1		1
管理栄養士	献立、栄養ケアプランの作成、栄養指導	1		1
事務員	庶務、会計、その他	1	1	2
業務員	洗濯、送迎、施設環境整備、修繕		2	2

3. サービスの内容

費用については【重要事項説明書別紙】を参照して下さい。

項　　目	サービス内容
施設サービス計画の立案	・ 介護支援専門員が入居者（又は契約者等）と相談しながら計画を立案します。
食　　事	・ 栄養士の立てる献立表により、入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・ 食事時間 朝食　7:30～8:30 昼食　12:00～13:00 夕食　18:00～19:00 食事は、原則として食堂をご利用頂きますが、時間や場所について、要望により対応致します。 ・ 施設行事の折りには基本食事料金で特別行事食を提供します。 ・ 医師の発行する食事せんに基づき利用者に応じた食事を提供します。 ・ 希望により外食の援助を行います（実費）
排　　泄	・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうと共に、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
入　　浴	・ 最低週2回の入浴または清拭をおこないます。 ・ 状態や希望に応じて随時対応します。
生活介護	・ 施設サービス計画に沿って、介護サービスを提供します。
健康管理	・ 胸部レントゲン（年１回） ・ 血圧、検温などの健康チェック ・ 嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・ 医療の必要性の判断は、嘱託医師または協力医療機関の医師がおこないます。 ・ 必要に応じて精神科医、歯科医の往診も受けられます。 ・ 緊急など必要な場合には、入居者又は契約者等の判断のもとで医療機関などに責任を持って引き継ぎます。 ・ 健康相談についても随時看護職員が対応致します。
機能訓練・生活リハビリ	・ 施設サービス計画書及び機能訓練計画書に基づき、機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が協働し、入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・ 生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	・ 入居者及び契約者等からの相談について、可能な限り援助をおこなうよう努めます。
生きがい活動	・ 施設での生活が楽しいものとなるよう適宜レクリエーションを企画します。（主な内容） ・施設行事（誕生日会、越百園祭り、クリスマス会等） ・季節毎の外出（お花見、地域文化祭等）別途参加費がかかる場合もあります。 ・クラブ活動（お花クラブは実費がかかります） ・なかよしクラブ ・ボランティア喫茶
所持品保管	・ 若干の身の回り品については、生活に支障がないようにお預かりいたします。
預り金管理	・ 左記の事項について委任状に則って管理・代行致します。
理美容サービス	・月に１回、理美容サービスをしております。（実費）

4. 施設利用に当たっての留意事項

事　項	内　　容
面会	・ 面会時間午前9:00～午後6:00 それ以外についてはご相談下さい。 事務所受付に備付けの面会簿にご記入下さい
外出・外泊	・ 所定の届書にご記入頂きます。食事の有無必要なことは職員にお申し出下さい。前日までにご連絡くだされば、お申し出の時間までに必要な準備をいたします。
飲酒	・ 本人の健康状態に合わせて相談のうえ、対応します。
喫煙	・ 決められた場所でお願いします。 ・ タバコ・ライター・マッチは、火災予防のため施設で管理する事があります。
所持品の持ち込み	・ お部屋のスペースに入る範囲でお願いします。 ・ 貴金属類、多額の現金等の持ち込みはご遠慮下さい。 職員が管理させて頂くこともあります ・酒、たばこ、刃物の持ち込みはご相談下さい。
施設外での受診	・ 嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、契約者様でお願いいたします。また、診察結果、処方薬などについては看護職員に伝えてください。
宗教・政治活動	・ 施設内で、他の入居者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
ペット	・ ペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・ 健康・衛生管理上のため、職員に確認して下さい。

5. 要介護認定の申請に係る援助

(1)入居者が要介護認定の更新申請を円滑におこなえるよう援助します。

(2)入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わっておこないます。

6. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、下記の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

	第 1 連絡先	第 2 連絡先
氏　名		
住　所	〒	〒
電話番号	自宅	自宅
	携帯	携帯
	その他（　　）	その他（　　）
続　柄		

7.嘱託医

南向診療所　　医師　加藤尚之　　内科医　　（ 0265－88－2019 ）

協力医療機関

昭和伊南総合病院（総合）　　駒ケ根市
なごみの森こころのクリニック　　駒ケ根市
ユー歯科医院（歯科、口腔外科）　　駒ケ根市

8.事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、契約者に速やかに連絡いたします。

9.非常災害対策

(1) 防災時の対応　　当施設で定めた消防防災計画書により対応します
(2) 防災設備　　スプリンクラー、消火器等
(3) 防災訓練　　年2回の消防防災訓練を実施します
(4) 防火管理者　　塩沢　路子

10.苦情に対する問い合わせは下記へご相談ください

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

・苦情受付担当者: 生活相談員　木下翔太
・苦情解決責任者: 施設長　細川　里江
・第三者委員　: 地区の民生児童委員
学識経験者
家族会正副会長

(2) 上伊那福祉協会(サポートセンター) :　電話　0265-77-0350

(3) 当施設以外に、各市町村及び国保連合会の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

・各施設市町村

伊那市役所	高齢者福祉課	電話 :	0265－78－4111
駒ケ根市役所	保健福祉課	:	0265－83－2111
南箕輪役場	住民福祉課	:	0265－72－2104
辰野町役場	保健福祉課	:	0266－41－1111
箕輪町役場	保健福祉課	:	0265－79－3111
飯島町役場	健康福祉課	:	0265－86－3111
中川村役場	保健福祉課	:	0265－88－3001
宮田村役場	住民福祉課	:	0265－85－3181

・長野県国民健康保険団体連合会
所在地:長野市大字西長野字加茂北 143-8（長野県自治会館内）
電話番号:026-238-1580　FAX:026-238-1581

・長野県福祉サービス運営適正化委員会
所在地:長野市若里 7-1-7（長野県社会福祉協議会内）
電話番号:0120-28-7109　FAX:026-228-0130

１１、その他

（1）居室の変更

契約者及び入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

（2）施設・設備の利用上の注意

故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いただく場合があります。

（3）残置物引取人

利用契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を契約時の「身元引受人」と定めていただきます。当施設は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

（4）預り金返還について

このサービスの依頼を終了し、預かった預金通帳・印鑑を返還する際には、法廷相続人全員による「残置物受領代理人選任届」をお願いする場合があります。

（5）福祉サービスの第三者評価の実施状況について

【実施状況の有無】	無
【実施した直近の年月日】	－
【第三者評価機関名】	－
【評価結果の開示状況】	－

介護老人福祉施設入居にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地　長野県上伊那郡飯島町七久保 1338 番地1

名　称　特別養護老人ホーム　越百園

【説明者】（所　属）＿＿生活相談員＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書および本書面により、上記の者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

【入居者】

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【契約者】

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）

【署名代行者】

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）

【身元引受人】

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）

（重要事項説明書別紙）

社会福祉法人上伊那福祉協会　特別養護老人ホーム越百園

介護福祉施設サービス利用料一覧（令和7年4月1日現在）

○介護福祉施設サービスによる個人負担額（1日あたり）

※自己負担１割の方に関して、以下の金額で記載しております。
　自己負担２割の方につきましては下記金額の倍額をご負担いただきます。
　自己負担３割の方につきましては下記金額の３倍額をご負担いただきます。

【従来型個室】

	自己負担額
要介護１	589円
要介護２	659円
要介護３	732円
要介護４	802円
要介護５	871円

【その他の介護給付サービス加算】

該当する場合に加算されます。

加算名	加算条件	自己負担額
初期	入居者が新規に入居及び1ヶ月以上の入院後再び入居した場合30日間加算。	30円／日
入院・外泊時	入居者が入院及び外泊した場合、6日（月をまたぐ場合には連続で12日）を限度として加算。 但し、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。	246円／日
科学的介護推進体制（Ⅰ）	入居者ごとの、ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40円／月
科学的介護推進体制（Ⅱ）	入居者ごとの、ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること。	50円／月
サービス提供体制強化（Ⅰ）	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であること。または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。	22円／日
サービス提供体制強化（Ⅱ）	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。	18円／日
サービス提供体制強化（Ⅲ）	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上または、常勤職員が75%以上、または勤続7年以上の職員が30%以上配置されていること。	6円／日

日常生活継続支援（　　Ⅰ　　）	・新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の占める割合が70%以上入居していること。 ・新規入居者の総数のうち、認知症高齢者(日常生活自立度Ⅲ以上)の占める割合が65%以上入居していること。 ・痰の吸引等が必要な入居者の占める割合が入居者15%以上であること。 ※いずれか上記要件に入居者数に対し介護福祉士を一定以上配置していること。	36円／日
配置医師緊急時対応	・入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。 ・複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。 ・看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。 ・早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録すること。	325円/回 （配置医師の通常の勤務時間外の場合） ※早朝・夜間及び深夜を除く 650円／回 （早朝・夜間の場合） 1,300円／回 （深夜の場合）
看護体制（Ⅰ）（ロ）	・入居定員が30人又は51人以上であること。 ・常勤の看護師を1名以上配置している。	4円／日
看護体制（Ⅱ）（ロ）	・入居定員が30人又は51人以上であること。 ・看護職員を入居者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。かつ、指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。 ・介護老人福祉施設の看護職員により24時間連絡できる体制を確保していること。	8円／日
経　口　移　行	経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合。(180 日を限度) (※運営基準：・栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ・入居者の栄養状態に維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。)	28円／日
経口維持（Ⅰ）	経口により食事を摂取する入居者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入居者の食事の観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合。 (※運営基準：・栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ・入居者の栄養状態に維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。)	400円／月
経口維持（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師・歯科医師・歯科衛生士が加わった場合 (経口維持(Ⅰ)加算算定していること)	100円／月

療　養　食	・医師により利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された場合。 ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ・入居者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事提供が行われていること。	6円／回 (1日につき3回を限度)
夜勤職員配置（Ⅰ）（ロ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。 〈※見守り機器を導入した場合〉 ・夜勤期間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準＋0.9名分の人員を多く配置していること。 ・入居者の動向を検地できる見守り機器を入居者の 10%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	13円／日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）（ロ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っていること。 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。 〈※見守り機器を導入した場合〉 ・夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準＋0.9名分の人員を多く配置していること。 ・入居者の動向を検地できる見守り機器を入居者の 10%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	16円／日
口腔衛生管理（Ⅰ）	入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないことを規定。 ※計画的にとは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。	90円／月
口腔衛生管理（Ⅱ）	加算（Ⅰ）の要件の加えて、口腔衛生等の管理に係る計画に内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理に実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	110円／月

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されている事 ・見守り機器等の介護機器を複数導入しているか ・職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っているか ・事業年度ごとに１回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提供）を行っている	100 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等の介護機器を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うこと等を評価する加算 ・委員会の開催生産性向上に資するガイドラインに基づいた活動を継続的に行う事 ・見守り機器のテクノロジーを１つ以上導入している ・事業年度ごとに１回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提供）を行っている	10 円/月
個別機能訓練（Ⅰ）	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づいて計画的に行なった機能訓練に対して算定。 (常勤・専従で１以上配置)	12 円／日
個別機能訓練（Ⅱ）	個別機能訓練（Ⅰ）を算定している入居者について、個別機能訓計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	20 円／月
ADL 維持等（Ⅰ）	一定期間入居している人について、ADL（日常生活動作）の維持改善の度合いが一定水準を超えた場合に算定。 □利用期間 6 ヶ月以上の入居者の総数が１０人以上 □利用開始月とその月の翌月から 6 ヶ月目に ADL を評価し、そ評価に基づく値（以下「ADL 値」）を測定。 □測定した ADL 値から一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL 利得」）の平均値が１以上であること。 □ADL の評価は、一定の研修を受けた者が Barthel Index（BI）を用いて行っているか □測定月ごとに評価対象者全員の ADL 値を LIFE へ提出している	30 円/月
ADL 維持等（Ⅱ）	□ADL 維持等加算（Ⅰ）の算定要件を満たしていること □ADL 利得の平均値が 3 以上であること。	60 円/月
排せつ支援（Ⅰ）	イ.排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入居等に評価するとともに、少なくとも六ヶ月に一回、評価を行その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっ当該情報等を活用していること。 ロ.イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ.イの評価に基づき、少なくとも三か月に一回、入居者等ごとに支援計画を見直していること。	10 円／月

排せつ支援（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入居時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	15円／月
排せつ支援（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入居時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一 が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。	20円／月
褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（Ⅰ）	イ.入居者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時等に評価するとともに、少なくとも三か月に一回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 ロ.イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ハ.入居者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入居者等ごとの状態について定期的記録していること。 二.イの評価に基づき、少なくとも三か月に一回、入居者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。	3円／月 （3ヶ月に一回を限度）
褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（Ⅱ）	褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において施設入居時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について、褥瘡の発生のないこと。	13円／月 （3ヶ月に一回を限度）
栄養マネジメント強化	・管理栄養士を常勤換算方式で入居者の数を50で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入居者に対して、医師、管理栄養看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏えた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入居者にも、食事の際に変化を把し、問題がある場合は、早期に対応すること ・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	11円／日

在宅サービスを利用したときの費用	・入居者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1ヶ月に6日を限度として所定単位数に加えて1日につき一定の単位数を算定する。 ・外泊の初日及び最終日は算定できない。 ・外泊時費用を算定している際には、併算定できない。	560円/日
再入所時栄養連携	医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し再入居後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入した場合1回の限り算定。	400円／回
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	・認知症介護指導者養成研修を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修終了した者を1名以上配置し、複数人から成るチームを組み、日頃から認知症入居者等に対して適切な介護提供をすることにより、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施していることを評価する加算	150円/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	・認知症介護実践リーダー研修を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修終了した者を1名以上配置し、複数人から成るチームを組み、日頃から認知症入居者等に対して適切な介護提供をすることにより、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施していることを評価する加算	120円/月
認知症専門ケア（Ⅰ）	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の50%以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、規定人数配置 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又技術的指導会議を定期的に実施	3円／日
認知症専門ケア（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施していること。	4円／日
精神科医療養指導	・認知症である入居者が全体の1／3以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていること。 ・入居者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。	5円／日
認知症行動・心理症状緊急対応	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した場合。	200円／日 （入所後7日）
若年性認知症入所者受入	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。	120円／日

退所前訪問相談援助	退所前に訪問相談援助をうけた場合。	460円 （入所中１回（又は２回限度）
退所後訪問相談援助	退所後に訪問相談援助をうけた場合。	460円 （退所後１回限度）
退所時相談援助	退所時に相談援助や他の事業者等に必要な情報の提供をうけた場合	400円 （1人につき1回を限度）
看取り介護（Ⅰ）	医師が終末期にあると判断した入居者について、医師・看護師・介護職員等が共同して本人又は家族の同意を得ながら看取り看護を行なった場合。 注 1)看取り加算は死亡月にまとめて算定することから、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う事がある。	・死亡日以前 31日以上45日以下 72円／日 ・死亡日以前 4日以上30日以下 144円／日 ・死亡日以前 2日又は3日 680円／日 ・死亡日 1,280円／日
看取り介護（Ⅱ）	・入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの連絡方法等、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。 ・複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できること。 ・看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。 注 1)看取り介護加算（Ⅰ）と同様	・死亡日以前 31日以上45日以下 72円／日 ・死亡日以前 4日以上30日以下 144円／日 ・死亡日以前 2日又は3日 780円／日 ・死亡日 1,580円／日
自立支援促進	自立支援促進に関する評価支援計画書等のデータを厚生労働省へ提出	300円／月
退所前連携	退所時に在宅復帰のため居宅介護支援事業所との連携をうけた場合。	500円 （1人につき1回を限度）
安全対策体制	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。（※入居者１人につき１回を限度として算定）	20円／回 （1回を限度とする）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	１ヶ月の自己負担額の合計に対し、140/1000に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×140/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	１ヶ月の自己負担額の合計に対し、136/1000に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×136/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	１ヶ月の自己負担額の合計に対し、113/1000に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×113/1000

○介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料及び調理費）

1日あたり　1,525円　（基準費用額1,445円＋80円）

【認定証をお持ちの方】

1日あたり　基準費用額　1,445円

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担になります。

②居住に要する費用

従来型個室

1日あたり　1,231円（光熱水費相当額及び室料）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）、居住費の額（1日あたり）になります。（別表参考）

③入院・外泊時の居室確保居住費について

※入院・外泊時加算に該当する期間の居室料金について

第1～第3段階の方は負担限度額認定適応の費用が発生します。

第4段階の方は基準額の費用となります。

※入院・外泊時加算が非該当の期間の居室料金について

入居者本人の希望により、それ以降居室を確保する場合は、負担段階に関係なく実費をいただきます。

【別表】

介護保険負担限度額認定証をお持ちの入居者の自己負担限度額（1日あたり）

認定証の段階	介護保険負担限度額認定証の負担限度額		備考
	食費	従来型個室	
第１段階	300円	380円	
第２段階	390円	480円	
第３段階①	650円	880円	
第３段階②	1,360円	880円	
第４段階	※1,525円	1,231円	（認定証をお持ちでない方）

※「基準費用額1,445円＋80円」

④理美容代　実費

⑤入居者が選定する特別な食事　実費

⑥行政手続代行費　実費

⑦日用品　実費

⑧サービス記録の写し　実費

⑨その他　　上記の他レクリエーション費用、買い物サービス費用などは自己負担になります。

短期入所生活介護重要事項説明書
介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

令和６年５月1日現在

1．当施設が提供するサービスについての相談窓口
　電話:0265－89－1222(午前9:00～午後6:00)
　担当:生活相談員　　木下翔太　宮下喜美枝
　＊ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2．短期入所生活介護越百園の概要
(1) 運営の方針
　当施設は、施設のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談および、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理および、療養上のケアを行なうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) サービス提供施設

施設名称	短期入所生活介護越百園
所在地	長野県上伊那郡飯島町七久保 1338 番地1
介護保険法指定番号	短期入所生活介護(長野県指定第 2072400233 号)
老人福祉法	特別養護老人ホーム　　2072400233 号)
その他	生活保護法適用施設

(3) 同施設の設備の概要

定員		9名
居室	個室	9室(1 室　　16 ㎡)
浴室		個人浴槽2台、チェアー浴槽1台、特殊(シャワー)浴槽 1 台
静養室		1 室(2床)
医務室		1 室
食堂		5室
機能訓練室		1 室
地域交流室		1室

(4) 当施設の職員体制

職名	業務内容	常勤	非常勤	合計
施設長	施設全体の管理監督	1		1
副施設長兼看護師	施設全体の管理監督補助	1		
医師	診察、健康管理		2	2
生活相談員	生活相談、連絡調整	2		2
介護支援専門員	施設サービス計画の作成など	2(介護職員兼務)		2(介護職員兼務)
介護職員	日常生活介護全般	34名の基準を超え施設に必要な人数		
看護職員	健康管理	4	1	5
機能訓練指導員	機能訓練	1		1
管理栄養士	献立作成、栄養指導	1		1
事務員	庶務、会計、その他	1	1	2
業務員	洗濯、送迎、施設環境整備、修繕		2	2
宿直職員	夜間警備		1	1

3．サービス内容

費用については【重要事項説明書別紙】を参照して下さい。

項　　目	サービス内容
施設サービス計画の立案	・ 介護支援専門員が利用者（又は契約者等）と相談しながら計画を立案します。
食事	・ 栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・ 食事時間 朝食　7:30～8:30 昼食　12:00～13:30 夕食　18:00～19:30 食事は、原則として食堂をご利用頂きますが、時間や場所について、要望により対応致します。 本人の希望により特別食を提供することができます。料金は別途かかります。 主治医の発行する食事せんに基づき利用者に応じた食事を提供します。
入浴	・ 最低週2回の入浴又は清拭を行います。 ・ 状態や希望に応じて随時対応します。
介護	・ 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。 更衣、排泄、食事、入浴等の介助、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
健康管理	・ 利用者の日常の健康管理については、随時看護師が対応致します。
機能訓練	・ 日常生活動作の維持を、日頃の生活の中で行います。
生活相談	・ 生活相談員を始め、職員が日常生活に関する事等の相談に応じます。
生きがい活動	・ 施設での生活が楽しいものとなるよう適宜レクリエーションを企画します。 クラブ活動（お花、書道、カラオケ）お花クラブは実費がかかります お達者クラブ 季節の行事
理美容サービス	・ 月に一回理容サービスが来ます。希望に対応いたします。（実費）
送迎	・ ご利用者の心身の状態に合った送迎方法により、安全を第一に送迎を行います。 ・ 送迎時間は原則として9:00～18:00の間です。 ・ 通常の送迎の範囲は伊南市町村及び松川町になります。

4．利用の中止・変更・追加

(1) 契約者は、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合は、担当する介護支援専門員に相談してください。

(2) 契約者が、利用開始日に利用を中止した場合は、【重要事項説明書別紙】に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

5. 施設利用に当たっての留意事項

事　項	内　　容
面会	・ 面会時間午前6:00～午後9:00 それ以外についてはご相談下さい。 事務所受付に備付けの面会簿にご記入下さい
外出	・ 外出される場合は、事前にお知らせください。希望の時間までに必要な準備をいたします。また、その際には所定の届書にご記入頂きます。 ・ 食事の有無など必要なことは職員にお申し出下さい。
飲酒	・ 本人の健康状態に合わせて相談のうえ、対応します。
喫煙	・ 決められた場所でお願いします。 ・ タバコ・ライター・マッチは、火災予防のため施設で管理する事があります。
所持品の持ち込み	・ 貴金属類、多額の現金等の持ち込みはご遠慮下さい。 ・酒、たばこ、刃物の持ち込みはご相談下さい
医療	・ 通院、入院が必要な場合には、ご家族または緊急連絡先へ速やかに連絡します。受診が必要な場合にはご家族の対応となります。 ・ 服用している薬を利用日数分お持ち下さい。一回分毎に名前と日付の記入をお願いします。
食べ物の持ち込み	・ 健康・衛生管理上のため、職員に確認して下さい。

6. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、下記の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

	第１連絡先	第２連絡先
氏　名		
住　所		
電話番号	自宅	自宅
	携帯	携帯
	その他（　　）	その他（　　）
続　柄		

【病院及び主治医連絡先】

病院または診療所	
医　師　名	
住　　所	
電話番号	

7.事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、身元引受人に速やかに連絡いたします。

8.非常災害対策

(1) 防災時の対応　　当施設で定めた消防防災計画書により対応します
(2) 防災設備　　スプリンクラー、消火器等
(3) 防災訓練　　年2回の消防防災訓練を実施します
(4) 防火管理者　　塩沢　路子

9.苦情に対する問い合わせは下記へご相談ください

(1)当施設ご利用者相談・苦情担当

・苦情受付担当者: 生活相談員　木下翔太
・苦情解決責任者: 施設長　細川里江
・第三者委員　: 地区の民生児童委員
学識経験者
家族会正副会長

(2)上伊那福祉協会(サポートセンター) : 電話 0265-77-0350

(3)当施設以外に、各市町村及び国保連合会の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

・各施設市町村

伊那市役所	高齢者福祉課	電　話 :	0265－78－4111
駒ケ根市役所	保健福祉課	:	0265－83－2111
南箕輪村役場	住民福祉課	:	0265－72－2104
辰野町役場	保健福祉課	:	0266－41－1111
箕輪町役場	保健福祉課	:	0265－79－3111
飯島町役場	住民福祉課	:	0265－86－3111
中川村役場	保健福祉課	:	0265－88－3001
宮田村役場	住民福祉課	:	0265－85－3181

・長野県国民健康保険団体連合会
所在地:長野市大字西長野字加茂北 143-8(長野県自治会館内)
電話番号:026-238-1580　FAX:026-238-1581

・長野県福祉サービス運営適正化委員会
所在地:長野市若里 7-1-7(長野県社会福祉協議会内)
電話番号:0120-28-7109　FAX:026-228-0130

10.その他

・福祉サービスの第三者評価の実施状況について

【実施状況の有無】	無
【実施した直近の年月日】	-
【第三者評価機関名】	-
【評価結果の開示状況】	-

短期入所生活介護の利用にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】
所在地　長野県上伊那郡飯島町七久保1338番地1
名　称　特別養護老人ホーム 越百園
【説明者】（所　属）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書および本書面により、上記の者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

【契約者】
（住　所）〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【署名代行者】
（住　所）〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

（連絡先）電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他（携帯電話等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【身元引受人】
（住　所）〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄　　）

（連絡先）電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他（携帯電話等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（重要事項説明書　別紙）

社会福祉法人上伊那福祉協会　特別養護老人ホーム　越百園

短期入所生活介護サービス利用料一覧

（介護予防短期入所生活介護サービス）

令和６年８月１日現在

【 介護保健給付の対象となるサービス 】

○短期入所生活介護サービスによる個人負担額（1 日あたり）

※自己負担１割の方に関して、以下の金額で記載しております。
　自己負担２割の方につきましては上記金額の倍額をご負担いただきます。

【 従来型個室 】

	自己負担額
要介護 1	603 円
要介護 2	672 円
要介護 3	745 円
要介護 4	815 円
要介護 5	884 円

○介護予防短期入所生活介護サービスによる個人負担額（1 日あたり）

【 従来型個室 】

	自己負担額
要支援 1	451 円
要支援 2	561 円

○その他の介護給付サービス加算

該当する場合に加算されます。

加　算　名	加　算　条　件	自己負担額
サービス提供体制強化 （　　Ⅰ　　）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。 または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。	22 円/日

サービス提供体制強化（　　Ⅱ　　）	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。	18 円/日
サービス提供体制強化（　　Ⅲ　　）	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上または、常勤職員が 75%以上、または勤続 7 年以上の職員が 30%以上配置されていること。	6 円/日
看護体制（Ⅰ）	常勤の看護師を 1 名以上配置している。	4 円/日
看護体制（Ⅲイ）	看護体制（Ⅰ）の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であり、定員が 29 人以下であること。	12 円/日
看護体制（Ⅱ）	看護職員を入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置していること。	8 円/日
看護体制（Ⅳイ）	看護体制（Ⅱ）の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であり、定員が 29 人以下であること。	23 円/日
療養食	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。 （1 日 3 食を限度とする。）	8 円/回
夜勤職員配置（Ⅰ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っていること。 〈※見守り機器を導入した場合〉 ・夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準+0.9 名分の人員を多く配置していること。 ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	13 円/日
夜勤職員配置（Ⅲ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 名以上上回っていること。 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。 〈※見守り機器を導入した場合〉 ・夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準+0.9 名分の人員を多く配置していること。 ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	15 円/日

機能訓練体制	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している。	12円/日
個別機能訓練	事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合。	56円/日
若年性認知症利用者受入	初老期における認知症によって要介護者となった入所者を宿泊による受入をした場合。	120円/日
送迎	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行う事が必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合。	184円/1回
緊急短期入所受入	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	90円/日（原則7日・最長14日を限度）
医療連携強化	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。	58円/日
認知症専門ケア　（Ⅰ）	・施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2分の1以上。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合であっては、1以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1に、当該対象者数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	3円/日
認知症専門ケア　（Ⅱ）	・認知症専門ケア（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知要介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	4円/日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の自己負担額の合計に対し、140/1000 に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×140/1000

介護職員等処遇改善加　算　（　Ⅱ　）	1 ヶ月の自己負担額の合計に対し、136/1000 に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×136/1000
介護職員等処遇改善加　算　（　Ⅲ　）	1 ヶ月の自己負担額の合計に対し、113/1000 に相当する単位数が加算されます。	所定単位数×113/1000

☆なお、送迎地域（飯島町・中川村）地域外からのご利用の場合、別途交通費を追加負担していただきます。

【 介護保険給付の対象とならないサービス 】

〇食事の提供に要する費用（食材料費および調理費）

1 日あたり　　1,525 円　　（朝食　365 円　　昼食　663 円　　夕食　497 円）

【認定証をお持ちの方】

1 日あたり　　1,445 円　　（朝食　346 円　　昼食　628 円　　夕食　471 円）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額になります。（別表参照）

欠食分については、１食単位で食事代から差引かせていただきます。負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載された金額が食事代の上限となります。

〇滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

従来型個室

１日あたり　　1,231 円　　（光熱水費相当額及び室料）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額になります。（別表参照）

【別表】

介護保険負担限度額認定証をお持ちの利用者の自己負担限度額（１日あたり）

単位：円

認定証の段階	介護保険負担限度額認定証の負担限度額		備　考
	食　費	滞　在　費	
第１段階	300 円	380 円	
第２段階	600 円	480 円	
第３段階①	1,000 円	880 円	
第３段階②	1,300 円	880 円	
第４段階	※1,525 円	1,231 円	認定証をお持ちでない方

※「基準費用額 1,445 円＋80 円」

〇その他ご利用者の希望によるもの

レクリェーション・クラブ活動費	実費
理美容代	実費
複写物の交付	実費
その他日用品	実費

●利用者がまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払っていただく場合があります。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます【償還払い】。）

●取消料について
利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、当日の利用料金の 80%を取消料としていただく場合があります。（但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。）

保険給付以外短期個人負担徴収基準表（越百園）

項　　目	内　　容	料　　金
送　　迎	園行事以外の個人希望による外出・送迎	実費
	短期　在宅以外への病院・施設等の入退所時の送迎	実費
電 気 代	テレビ	10円/日
	電気あんか	15円/日
	電気毛布	30円/日
	そ の 他	消費電力による
死亡退所時	着物、襦袢、足袋	実 費
	エンゼルセット	実 費
	利用者所持品処分料	実 費
手 数 料	介護サービス記録等のコピー代	10円/枚
そ の 他	上記に該当しないもの	施設長判断による

注1）実費は、各販売店・飲食店・処分業者の料金になります。